

受験日本史が矢吹史観 に問う

質問

福島靖男（当協会理事）

解説

矢吹 晋（当協会顧問）

はじめに

このたび、矢吹晋先生の最新の著書『和魂漢才』（花伝社）を読ませていただき、その刺激的な内容に目からうろ

この状態です。もともと私の歴史に対する知識は受験のための暗記にすぎず、その後、興味のままに新書など一般の概説書を読み、知識を重ねてきましたが、その根拠や背景に及んでいとは言い難い状態です。にもかかわらず、今回先生に質問を発するのは、先生の著書を読み違えているのではない

か、また今回の記述以外にもさらなる貴重な情報があるのではないかと思いい、それを引き出したいと考えたからです。若干、的外れな質問もあるかと思いますが、受験生の勇み足とご容赦ください。

『和魂漢才』は副題に「朝河史学から描く内外整合の日本像」とありますように、先生の郷土の先輩であり高校（旧制中学）の先輩でもあるイエール大学教授朝河貫一博士（1873〜1948）の著書（英文）を読み解くことによって日本の歴史の大きな流れを示す「日本通史」になっています。先

生の専門は現代中国論であり日本史に關しては門外漢だとおっしゃっておりますが、素人だからこそかえってよく見えることもあると申されております。また、歴史学における歴史上の出来事については、歴史家により様々な解釈が示されています。イデオロギー上の解釈の違いや時代による影響、また年代が遡るほど資料が少なく異論が多くなることもあります。ぜひ、先生の明快な解説をお願いいたします。なお、質問は現在の高校教科書を基に作成しました。

まず初めに冒頭の「魏志倭人伝」の解釈についての論争です。邪馬台国の所在は考古学上の大問題ですが、いまだに大和説か九州説かで論争が続いております。先生は「倭国」の使者がヤマトと言ったことに漢字を当てただけだと解説しておられます。まことに明快です。また、帯方郡から邪馬台国までの行程問題、さらに卑弥呼が誰なのかも大きなテーマです。

次いで、律令制度のもとで始まった班田収授法により公地公民制が敷か

和魂漢才

朝河史学から描く内外整合の日本像

矢吹 晋
Susumu Yabuchi



「アジア蔑視」の起源を絶ち、ほんらいの「天和魂」に立ち返る

花伝社

薬部郎が初めて明記した「漢才を縦横無尽に換骨奪胎して血肉化すること」としての「ヤマトダマシイ」は、近世に至り、排外ナショナリズムの象徴に書き換えられてしまった——日本では無視された類い稀な歴史家・朝河貴一の歴史学をもとに、権力構造の推移と封建制の成立過程を再検証。日本の歴史観を揺動した津田左右吉らと対比しつつ、国際共生時代のこの国のあり方を提起する。

『魏志倭人伝』を中国語で読むことから立ち上がる、この国の真の姿

れ、我が国の国家体制が確立します。が、律令制が緩むと私有地の開拓が進み、荘園が拡大し公地公民制が崩れてゆきます。中世になりますと武家政権が誕生し荘園の私物化が始まり封建制が進行します。これは主権の移動と国家の形態に関わる重要な問題です。

最後は万世一系と称される天皇主権の問題です。『古事記』に記される国生み神話。その解釈には様々な説が唱えられておりますが、前問に関連して天皇制が2000年もの間、いかに主権を維持してきたか興味の尽きないところですよ。

なお、なぜ「和魂漢才」なのかは本

書の「はじめに」に記述がありますが、「紫式部は大和魂」ヤマトダマシイを初めて文字に書き留めた人物だが、「中略」【漢才とは別個のものとしてヤマトダマシイが存在した】のではなかった。「中略」

略】【ヤマトダマシイとは漢才を縦横無尽に換骨奪胎して血肉と化すること】

にほかならず、【漢才と区別されるヤマトダマシイ【中略】が存在した】のではなかった。「認識論的にいえば【和魂＝漢才】、すなわち両者一体と認識するものであり、【中略】和魂および漢才という二つの実体ではなかった」としています。

これは、本居宣長（1730～1801）や賀茂真淵（1697～1769）の国学派、白鳥庫吉（1865～1942）や津田左右吉（1873～1961）などの日本単一民族主義者による、中国文化によらない日本独自

の文化論に対する反論が根底に流れているように感じます。また、先生は私たちが習得してきた歴史、いわゆる受験日本史（高校日本史）は唯物史観というドグマ史観に影響されており、その歴史観を正さなければならぬと唱えております。

「質問1」

「邪馬臺国」はヤマトか

邪馬台国論争の元になった「魏志倭人伝」は中国西晋の陳寿が3世紀に編纂した『三国志』のうち『魏書』東夷伝倭人条の通称を指します。「魏志倭人伝」の研究は古くからあり、江戸時代では新井白石（1657～1725）や本居宣長の文献史的立場での研究、近世では白鳥庫吉の九州説や内藤湖南（1866～1934）の畿内説などが有名です。

「魏志倭人伝」には朝鮮半島の帯方郡から邪馬台国までの道程についての記述があり、帯方郡から北九州の伊都国まではおおむね特定されていますが、伊都国以降の国々を伊都国中心に

放射線状に位置づける解釈により、九州北部にあったとする九州説。伊都国以降の方位について南は北の誤りと解釈し、邪馬台と大和の音の一致などを根拠とする畿内説があります。さて、先生は邪馬台国の所在についての根拠として「魏志倭人伝」の原文を「漢文音読」し、「邪馬臺国」はいわば音標文字を表記した当て字であり、漢字自体には意味がなく、倭国の人間の発音を中国側の人間が漢字で記録したものにすぎないとし、邪馬台国はヤマトだと書かれております。

これに伴い、先生は笠井新也（1884～1956）の「魏志倭人伝」と『日本書紀』の記述とを対比させて読み解く文献学的研究を支持し、卑弥呼についても「卑弥呼の墓は、箸墓以外に考えられない」とし「卑弥呼は、第7代孝靈天皇の皇女、倭迹迹日百襲姫命に比定するのが、最も合理的な推定である」としています。また、畿内説の立場から行程については日本海出雲コースを支持されています。

なお、最近の考古学の進展により纏

向遺跡群の発掘、箸墓古墳の調査などから邪馬台国は畿内Ⅱ大和説が有力になっていますが、「魏志倭人伝」には他にも重要な記述があります。239年12月卑弥呼の送った使者に対し、「親魏倭王と為し、金印紫綬を仮し、銅鏡（三角縁神獸鏡）100枚を賜る」とあり、その行方も考古学上の課題となっています。

ぜひその詳細をお聞かせいただければと思います。

【解説】

元来、我が国で文字が発明される前は、人々は神話・説話などによりそれぞれの祖先を語り続けその口伝を『古事記』や『日本書紀』に文字化された。両書とも漢字で書かれているが、『古事記』は古代日本語を漢字で表記したもので万葉仮名表記と呼び、『日本書紀』は古代日本史を漢字で表記しているが前者とは全く異なる文法体系からなる中国語で表記されている。このように古代日本人は、漢字という表記システムを一方では隣国の言語シス

テムを直接的に援用して中国語で表記し、他方では表意文字たる漢字を表音文字として用いる万葉仮名（ひらがな・カタカナに発展）を発明した。こうして日本の歴史や文化は2種類の言語で執筆される慣行が成立した。日本の事物を描くに際して、外国語たる中国語で描くことを〈正統〉と位置づける価値判断は江戸時代まで続いた。

『伊勢物語』や『竹取物語』は、創成期のかた文学の代表作で、後世への影響力の大ききでは『源氏物語』と双璧をなす。かな文学が〈かな文字〉で、〈主として女性によって書かれた〉のに対して、『日本書紀』に続く一連の史書や貴族の日記などは〈正統と認識されていた中国語〉で書かれ、〈真名〉と呼ばれた。たとえば『古今和歌集』は〈仮名序〉と〈真名序〉2種類の言語で書かれている。

江戸中期以降、国粋主義思想が強くなり、元来メダルの表裏と認識されてきた〈和魂漢才〉を〈和魂〉と〈漢才〉とに切り離し、〈和魂〉を前面に押し出して〈漢才〉を追い出す、あるいは包み隠

す、排外主義・国粹主義イデオロギーが強くなった。排外主義・国粹主義イデオロギーの極点が朝鮮併合であった。明治期における〈和魂洋才〉イデオロギーに対する冷静な認識が問題解決への出発点でなければならぬ。

なお、江戸初期の国学者松下見林（1637～1704）が唱えるように、江戸時代には「邪馬臺」をヤマトと読んでいた事実がある。その後、小生の学生時代に漢学の頼惟勤教授に邪馬台国はヤマトが正しいことを確認した。

女王卑弥呼の墓は、奈良県桜井市の纏向遺跡の箸墓古墳とみる説は古くからある。民俗学者笠井新也もこの説を支持、小生もこの説に従う。

特に前方後円墳という埋葬様式がヤマト政権の勢力範囲と思われるが、韓国にもこの様式の墳墓があり、当時の両国関係が注目される。

「後漢書東夷伝」には、光武帝が西暦57年に倭に送ったとされる〈漢委奴國王〉印は九州志賀島で発見されているが、その約200年後の239年に倭王に送ったとされる「親魏倭王と為し

〈金印紫綬〉を仮す」とした金印は発見されていない。同時に下賜された銅鏡（三角縁神獣鏡）は全国で多数発掘されているが、特定されていない。

古代国家ヤマトは、九州地方も統属範囲に含める連合国家であったと推定されるが、その首都が曖昧では統属範囲を論ずる以前の段階だ。近年前方後円墳という古墳スタイルがその統属範囲を論ずる物証として大きく浮上している。やはり卑弥呼の墓を箸墓と確定するところから、ヤマト国家を論ずることになろう。

〔補足〕

私は邪馬台国論争をまとめた数冊の本から、まず九州説を排除し、次いで瀬戸内海コースを排除した（内藤湖南が九州説を論破できなかったのは、〈陸行部分〉の矛盾）。二つの規準に照らして合格した唯一の論文が笠井新也説であった。笠井がどこで学んだかを調べると國學院大學出身であり、和魂洋才ブームで依然漢籍解釈の実力を保持した点で特筆すべき笠井説に納得した。

「質問2」

封建社会の成立と荘園

ヤマト政権の政治制度は祖先の系譜を同じくする親族関係にある豪族による集団指導体制と認められます。大王を中心に蘇我氏・物部氏などに統治されていました。7世紀に入りますと、豪族間の争いが激しくなり645年の乙巳の変により中大兄皇子や中臣鎌足が蘇我家を滅ぼし天皇家が成立します。その後、大化の改新により律令国家への道が開けます。それ以前の4世紀頃、中国の史書『晋書』や『宋書』に記されるように倭の五王による大陸への遣使による交流が続きますが、我が国にはその間の経緯を記した文献は存在しません。

701年に中国の律令制度を模した「大宝律令」が制定され、官僚制が敷かれ律令国家として体制が確立します。律令制は土地と人民の国有、いわゆる「公地公民」制を原則とします。律令制下の民衆は公地公民の思想に基づき、班田収授法による口分田が配給され、税が課せられました。

しかし、土地政策は人口の増加や税の増収確保のため口分田の不足が生じます。また、班田農民への負担加重により浮浪・逃亡などで農村が疲弊したため、種々の対策が講じられます。723年の「三世一身法」により新しく開墾した土地の3代までの所有を認め、743年の「墾田永年私財法」では墾田の永代私有権を認めたため、貴族や寺院による私有地拡大が進み初期荘園への道を開きます。8世紀の末には墾田型荘園が登場し律令制が衰えてきます。平安中期になるとこの流れが強くなり、税が免除される免田型荘園が登場します。さらに時代が下ると在地領主が成長し、中央権力と結びつき不輸・不入の特権を得た領域型荘園が出現します。

10世紀になると地方政治に変化が見られ、国司(受領)が中央政府に対して任国での一定額での税納入を請け負い、代わりに任国での専権を得る国衙領の支配体制が成立します。国司は田堵(負名、耕作請負人)から徴収した税のうち、上納分を除いたものを収入

としており、増税すれば自らの収入とすることができました。その後902年の「延喜の荘園整理令」をはじめ、何度か荘園整理令が発令されますが、有力農民が開発領主として成長し地方支配体制の転換が起こります。そして、所領を有力者に寄進することによる「不輸・不入」の特権を得る寄進地系荘園が成立します。1069年の「延久の荘園整理令」により存立のあやふやな荘園を整理し、すべての土地の支配体系は公領(国衙)・荘園のいずれかに整理する、「荘園公領制」が敷かれます。

保元元年(1156)には第74代天皇、鳥羽上皇の崩御により、上皇と天皇による武力衝突が勃発、保元・平治の乱を制した平忠盛率いる平氏が台頭、軍事力を背景にした政権が誕生します。その後、源頼朝との源平の争乱となり頼朝の勝利により鎌倉幕府が成立します。鎌倉幕府は御家人体制を取り、奉公に対し土地の給付に基づく封建的主従関係の契約が結ばれます。その結果、土地政策は公武二元支配体制

となり幕府は各国に守護を置き、平家や謀反人から没収した荘園・公領に地頭を配置し、土地の支配権を握ります。その後の南北朝の内乱などで守護の力が増大し、世襲が見られるようになり守護大名として一国を支配する地域的封建制が確立します。15世紀に入りますと戦国大名が各地に誕生し分国支配が確立、封建時代に突入します。封建制に関しては唯物論による発展段階説から農奴制に対する解釈が混乱します。この間の土地制度の変遷と封建制の成立について、ご教示いただければと思います。

【解説】

大化の改新による公領が庄の成長(12世紀)により、不輸・不入の庄は封土(fief)に変化する(記録では知行の2文字)。ここで成立した封土が近代的土地所有権(排他的処分権)の概念にどこまで近づいたかが考察のポイント。宅地付属の田畑の相続権は古くから認められていた。しかしながら、恩給の形で戦功に対して与えられ

た土地は、相続権までは認められたが（安堵する）、売却処分権は認められていなかった。封建社会における土地所有権がどのように生まれ、近代的土地所有権と比べてどの要素まで備えるに至ったかを実証する課題にどこまで迫り得たか。このような明確な問題意識を抱いて資料を解読した嚆矢が朝河の『入来文書』研究である。

庄園面積の増大による公領の比率が小さくなる要因の一つが、墾田を庄園と認めたこと、もう一つは天皇や貴族が寺院に寄進するかたちで免税庄園を増やしたことにより、公領比率が小さくなり、庄園が拡大して免税地が増えた。

この免税庄園を守るため、武士階級が誕生し雇い主である京都の公家勢力を打倒して鎌倉時代を切り開いた。この地方政権の権力・財政基盤は庄であり、これを従者に対して恩給として与えたときに、庄は封土に転嫁し封建制が誕生し、この政権が京都の天皇の認知を得て、全国的政権に成長したことは公領も封土と化したことを意味する。

さて、日本の水稻農業とヨーロッパ

の三圃制農業との違いを見ると、ヨーロッパの農業は畑地耕作のため、地力維持のため畑地の割り替え、休閑地が不可欠な三圃制をとり、連作可能な日本のお米とは大きな違いがある。日本の農業は草取り・虫取りなどの作業は収穫に直結するため、自らの判断で行い自主的な農民を育てた。一方、ヨーロッパの領主農場では農奴が領主やその代理人の指揮命令のもとに命じられた作業以外は一切許されなかった。農民の自主性は皆無であり、マニュアルにすべてを委ねる指揮命令社会が生まれた。このようなヨーロッパ農業史に無知な左翼学者が日本史を誤って記述した弊害は、封建制の歴史記述のすべてを覆う。網野善彦（1928〜2004）はこの矛盾に気づいたが、左翼思想の大枠から飛び出すことができなかった。

【質問3】

万世一系と天皇主権の解釈

『日本書紀』によれば、初代神武天皇は紀元前711年に誕生、大変革が

起こる年といわれる辛酉（紀元前660年）の正月1日に即位、以来126代にわたって連綿と継承されています。津田左右吉によれば、14代仲哀天皇まではすべて歴史的事実の記録とは考えられないが、ほぼ3世紀の頃であろう10代崇神天皇からは歴史的存在として確認されるとしています。

蛇足ですが、神武天皇の即位は中国の史書による辛酉革命説により干支（十干十二支）の1部（1260年）を基に第33代推古天皇9年（西暦601）の辛酉から1部遡った紀元前660年に即位したとされました。なお、我々の記憶にある紀元2600年（1940、昭和15）の根拠です。

中国史書『宋書』『梁書』によれば5世紀には倭の五王が晋・宋と遣使を送り交流が実現しています。邪馬台国から続く重要な時期、中国史書に記された讃・珍・済・興・武の倭の五王はヤマト政権の大王と考えられますが、いったい誰なのか疑問が深まります。6世紀のヤマト政権は大王を中心として豪族の分権支配ですが、645年、中

大兄皇子らによる乙巳の変で蘇我氏を滅ぼし、その後の大化の改新で天皇制という国家制度が導入されます。

その後天皇制は一度も途絶えることなく2000年間、連綿と今日まで続いています。制度を模倣した中国では「易姓革命」と称して何度も政権が交代していますが、我が国では大化の改新で中大兄皇子と一緒に戦った藤原鎌足以来、藤原氏との関係は深く、娘を入内させ外戚という地位で政権に関わった摂関政治は連綿と続きます。

10世紀になりますと地方の反乱が続発、各地に武士団が形成されます。源氏は東北の安倍・清原一族の内紛に介入、前9年の役・後3年の役が起きます。朝廷では1086年第72代天皇、白河上皇が幼い第73代堀河天皇に譲位し、院政を開始、政権は朝廷と院の二重構造となります。院は僧兵による強訴を取り締まるため、北面の武士など武力を保持しますが、その後も皇位継承をめぐる争いが絶えず、保元・平治の乱により、平氏が源氏に勝利し平清盛が太政大臣に就任、後白河上皇を幽

閉し院政を停止、政権を手に入れます。

1180年には源頼朝が挙兵、平家を滅亡させ政権を握ります。1192年には征夷大將軍となり鎌倉に幕府を開きます。その後幕府は北条家に引き継がれますが、1221年に第82代天皇の後鳥羽上皇は政権奪還を目指して時の執権北条義時追討の宣旨を発し、承久の乱が勃発します。しかし、上皇方は敗北、鎌倉の執権政権が確立します。

1242年第87代四条天皇の死後、第88代後嵯峨天皇が即位しますが、その後の皇位継承をめくり混乱が起きます。皇統は第89代後深草天皇の持明院統（北朝）と第90代龜山天皇の大覚寺統（南朝）に分かれますが、幕府の介入で両統迭立が成立します。その背景には膨大な皇室領荘園があり、その配分をめぐる争いがあったといわれています。

1318年に即位した南朝の第96代後醍醐天皇は院政を停止し、天皇親政を目指しますが幕府と衝突し敗北します。その後、足利尊氏や新田義貞など

の協力で幕府を打倒し建武の新政が成立しますが、政権は安定せず南北朝の動乱を経て足利尊氏が征夷大將軍に就任、室町幕府が成立します。

15世紀に入りますと幕府を構成する守護の力が拡大、家督相続などで争いが絶えず、1467年の応仁の乱では有力守護が東西に分かれて闘い、幕府の力は衰退、群雄割拠の時代となり戦国大名が出現します。そして武士による全国統一が実現、織豊政権を経て1603年には徳川家康が征夷大將軍に任ぜられ、江戸に徳川幕府を開きます。このように何度も天皇制が揺らぐ時期がありましたが、武家政権は幕府の拠点を京都ではなく鎌倉や江戸に置き、京都の朝廷と距離を置きます。これは明らかに京都の権威と鎌倉・江戸の権力を二分していると解釈できます。

江戸幕府は15代260年以上の長きに渡って政権を維持しますが、この間の朝廷との関係は付かず離れずですが、朝廷は幕府の扶持米により保護されていたにすぎません。ただ第119代光格天皇が皇位についていない父親

の閑院宮典仁親王へ太上天皇の称号を贈った「尊号一件」で、朝幕関係が緊張したことがあります。

幕末1853年には、ペリー（アメリカ）が4隻の軍艦（黒船）を率いて浦賀に來航、開港を求めます。幕府は1858年朝廷に無許可で日米修好通商条約を調印しますが、この行為が尊王攘夷運動に火を付け、薩長同盟が成立し討幕に結びつきます。1867年

大政奉還、翌1868年王政復古の大号令があり、王政復古がなされます。制定された大日本帝国憲法により天皇は主権を回復しますが、この憲法は欽定憲法であり、各国务大臣は天皇の輔弼機関として、天皇に対して責任を負う立憲君主制を定めています。その後、大正期には東京帝国大学教授の美濃部達吉（1873～1948）が『憲法撮要』を発表、「天皇は国家の最高機関として憲法に基づいて統治権を行使する」として「天皇機関説」を主張、対して上杉愼吉（1878～1929）は君権絶対主義の立場から天皇主権の絶対性を主張します。そして、今次大

戦の敗戦により新しく制定された新憲法では「象徴」に落ち着きました。

天皇制は、なぜ我が国において200年もの間、しかも途切れもせずが続いてきたのでしょうか。また、現代的意味で「象徴天皇制」をどう解釈・評価すべきでしょうか。

【解説】

万世一系は、何よりも中国の政治思想「易姓革命」に對置した政治思想であった。天皇家は初期には兄弟相統であり、その後父子相統が慣習化された。父系による相統の点では、中国皇帝（あるいは中国の宗族）のスタイルと似ている。平清盛は太政大臣に任じられた後で権力を行使した。しかしながら、源頼朝は実力で平氏を打倒した後で、征夷大將軍の官職（大義名分）を得た。この事実が示唆するものは、京都の宮廷がすでに実権を持つ実体ではなく、実権を持つ頼朝に大義名分を認証する権威に転化していたことである。実力を持つ藤原氏が天皇家に娘を差し出して外戚としての実力を行使した

ことは、例えば『源氏物語』などに描かれている。頼朝は急いで官職を得ようとした義経を処分しつつ、京都の宮廷を鎌倉の権力行使を認証する機関に位置づけた。ここで政治権力を委任し認証する象徴天皇制が成立した。

室町幕府の支持する北朝に対抗する南朝が後醍醐天皇によって一時的に成立したが、これは過渡期における逆流であり、この逆流の後、象徴天皇制はゆるぎないシステムとなった。江戸時代には徳川征夷大將軍は天皇の権威に基づいて権力を行使した。

1867年、徳川幕府は大政奉還により、実権＝土地を天皇に返還し、明治革命が行われた。伊藤博文が明治憲法を起草した本意は天皇主権だが、これは天皇機関説に基づく事実上の内閣責任制であった。このシステムを悪用したのは、軍部大臣現役武官制である。

戦後、明治憲法の天皇主権規定に諸悪の根源を還元したのが丸山眞男（1914～1996）政治学の過ちである。これは俗耳に入りやすいが、戦後民主主義は出発点を誤った。靖国参拝

をしないという決断において天皇制だけが戦後責任を果たしている。政治家たちの無責任、これを煽るメディアの退廃は正視に堪えない。

(補足)

戦中の皇国史観批判から出発した講座派マルクス主義者たちが日本史研究をリードした。この学派の基礎である唯物史観自体は科学の常識であり、神憑り皇国史観を批判する立場は正しい。しかしながら、唯物史観を公式化したドグマ史観は正しくない。ドグマ史観の最大の論点の一つは、日本封建社会に農奴(奴隷)が存在したか否かである。庄における生産活動の担い手、庄から転化した封土における担い手、はては明治以降の地主小作制における農業労働―これらの生産活動に奴隷制・農奴制の要素を発見するのがこの学派の特徴であった。朝河史学は大学『入来文書』研究によって、庄の封土化の転化過程を実証する過程で日本農業史にはヨーロッパの三圃制と異なる水稻耕作ゆえに、農奴労働は存在し得ない根拠を実証した。東京大学や京

都大学のヨーロッパ農業史・社会史研究は一知半解であり、マナーを安易に庄と対比して考察の出発点を過ち、その過ちが21世紀の今日でも修正できない。誤謬を売る教科書が市場を独占しているからだ。ドグマ史観に抗する『新しい歴史教科書』はペリーの白旗問題について一時正しい方向に向かったが、実証不備のため、あえなく白旗を揚げた悲喜劇は私が描いたとおりである。

悲劇の原点はあえて極言すれば1910年の朝鮮併合であり、21世紀の日本の混迷はここから始まっている。朝鮮併合を支える国粹主義によって鯨面文身の邪馬台国が九州に追放された。この過ちを止揚してこそ、内外整合の日本像を再構築できよう。

おわりに

まず、矢吹先生には今回の「21世紀アジア塾」で私の拙い提案にお付き合いただき感謝いたします。冒頭で申し上げたとおり私の日本史に対する知

識・認識は受験日本史の域を出ません。今回先生の著書『和魂漢才』を読み、まず日本史を『日本通史』と捉える考え方に啓発されました。つまり歴史は連綿と続いており、それぞれの歴史の出来事には前後あるいはもっと深い要因の上に成り立っていることが理解でき、今まで年号と出来事のつながりであった「歴史」が立体的に見えてきたことです。今回の質問は三つの分野に限りましたが、そのいずれにも「天皇制」というテーマが一貫して流れています。平安以来、天皇は不執政であり、政治的責任は負わない存在として、すなわち象徴としての権威は持つが、政治的実権を持たない存在として連綿として続いてきました。

私は、皇国史観の持ち主ではありませんが、2000年もの間、権威を保ち続けてきた〈天皇制〉は我が国にとつて必要なシステムなのかもしれません。

※本稿の「解説」と(補足)は矢吹先生の返答をまとめたもので、文責は福島にあります。